

# 生活改善相談

「日常生活の不便さを感じている方」の相談です。

理学療法士が不便さを改善するための「体の動かし方」、  
「適する用具・装具の紹介」や「福祉用具の使い方」等を  
アドバイスをします。

用具や装具で対応できない場合は「住宅改修のご相談」  
や「サービスの紹介」も行います。

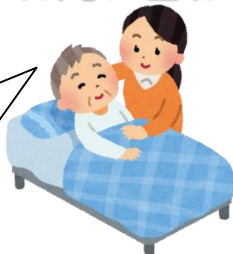
※ 介護者の方が介護しやすい環境のアドバイスも含まれます。

どんなタイプの  
車いすが合うの  
かな？



## ☆ お気軽にお問い合わせください ☆

もっと楽に  
移動できる  
方法はない  
かしら？



杖だけで本当に  
安全に歩けるか  
不安だなあ。



**対 象** : 障がい児者および介護者、上記該当の18歳以上の市民

※ ご利用されているサービスによっては、当事業を利用できないことがあります。

**会 場** : 藤沢市保健医療センター 内

※ 来所不可能な方は訪問相談も可能です。ご相談ください。

**実施日** : 木曜日 午前中 (9:30~12:00)

10月	5日、19日※
11月	9日、30日
12月	7日、14日
1月	11日、18日
2月	1日、15日
3月	8日、15日

予約制のため、  
まずはお電話  
ください!!

※ 10/19は午後開催  
13:00~16:00

★お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 藤沢市保健医療財団 保健事業課

88-6752 (直通)

(月~金曜日 8:30~17:15)